

第2部 各局主要政策

第1章 内局

第1節 経済産業政策局	223
1. 総論：2013年度の成長戦略等の動きについて	223
1. 1. 日本再興戦略の策定とその実行	223
1. 2. 更なる進化と来年度の改訂に向けて	223
1. 3. 規制改革	223
1. 4. 経済産業研究所（RIETI）について	224
2. 審議会見直し	225
3. 産業の新陳代謝	225
3. 1. 産業競争力の強化	225
3. 2. 起業家人材育成事業	226
3. 3. エンジェル税制	226
3. 4. ベンチャー投資促進税制	226
3. 5. 中小・ベンチャー企業投資基盤整備事業	226
3. 6. 新事業創出のための目利き・支援人材育成等事業（2013年度補正予算）	226
3. 7. ベンチャー有識者会議	227
4. 産業金融政策	227
4. 1. 指定金融機関を通じた危機対応業務	227
4. 2. エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（低炭素投資促進法）	227
4. 3. リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業	227
4. 4. 金融機能強化に関する検討・調査の実施	227
5. 産業人材政策	228
5. 1. 経緯	228
5. 2. 各施策の概要	228
6. 知的財産政策	230
6. 1. 「営業秘密管理指針」の改訂	230
6. 2. 諸外国における営業秘密保護制度に関する調査	230
6. 3. 知的資産経営の推進	230
6. 4. 事業の中での知的財産権の貢献割合に関する調査	231
7. 企業法制の課題に関する取組・企業会計	231
7. 1. 企業法制見直しの動き	231
7. 2. コーポレート・ガバナンスに関する取組	232
7. 3. 民法（債権関係）改正の動き	232
7. 4. 企業会計	233
7. 5. 開示・企業と投資家との対話	234
7. 6. 企業の社会的責任（CSR）	235

8. 競争政策	235
8. 1. 背景	235
8. 2. 2013 年度の主な取組	235
9. 女性の活躍推進等	236
9. 1. 女性活躍推進に向けた取組	236
9. 2. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	238
9. 3. 子育て制度改革	238
10. 消費税転嫁対策	238
10. 1. 経緯	238
10. 2. 転嫁対策に係る取組	238

第1節 経済産業政策局

1. 総論：2013年度の成長戦略等の動きについて

1. 1. 日本再興戦略の策定とその実行

(1) 日本再興戦略の策定

経済再生の司令塔として設置された日本経済再生本部（2012年12月26日に閣議決定）と、その下に置かれた産業競争力会議において、アベノミクス3本目の矢である成長戦略の策定に向けた議論が行われ、2013年6月14日「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」が閣議決定された。

デフレマインドを一掃するための大胆な金融政策という第一の矢、そして湿った経済を発火させるための機動的な財政政策という第二の矢を通じて日本経済には明らかに回復の兆しが見え始めていた。こうした明るい兆しを確かなものとし、持続的な経済成長を実現するべく、「日本再興戦略」においては、産業基盤を強化する「日本産業再興プラン」、社会課題を世界に先駆けて解決し、市場を創造する「戦略市場創造プラン」、世界の経済成長を取り込む「国際展開戦略」の3つのアクションプランが打ち出された。

今回の戦略においては、政策群ごとに達成すべき政策目標（KPI:Key Performance Indicator）を設定し、PDCAサイクルを回すことで個別施策の進捗管理をすることとし、検証結果を踏まえ、施策や成果目標そのものを柔軟に見直す「常に進化し続ける成長戦略」となることを目指した。

(2) 当面の実行方針と重点施策の実行

2013年9月2日の第13回産業競争力会議において「日本再興戦略」の実行状況、及び今後の進め方について議論が行われた。同会議において、残された課題に対応するため、必要に応じ、特定の議題について議論を行う産業競争力会議課題別会、更に「雇用・人材」、「農業」、「医療・介護等」、「フォローアップ」の4分野ごとに集中的な議論を行う産業競争力会議分科会の開催が決定され、議論がキックオフした。

秋から始まる成長戦略実行国会に先立って第三の矢である「日本再興戦略」の実行を更に加速し、強化するため、2013年10月1日には、「成長戦略の当面の実行方針」が日本経済再生本部で決定された。

本方針において、構造改革の内容や方向性が具体化し、産業競争力強化法案、国家戦略特区関連法案などの次期臨時国会提出法案をはじめとする、前倒して実行を予定している主な成長戦略関連施策について、政府一体となって強力に推進していくことを確認した。

1. 2. 更なる進化と来年度の改訂に向けて

(1) 今後の検討方針の策定

「日本再興戦略」の閣議決定以降、産業競争力会議分科会を中心に規制改革会議、農林水産業・地域の活力創造本部等の関係会議とも連携し、今回の成長戦略を「常に進化する成長戦略」とするための集中的な議論が実施された。これらを総合し、2014年年央の成長戦略の改訂を見据えた基本方針である、「成長戦略進化のための今後の検討方針」が2014年1月20日の第15回産業競争力会議において取りまとめられた。

加えて、産業競争力強化法に基づき、施策毎に実施期限や担当大臣を明確化することで、成長戦略の着実な実行を担保する「実行計画」が閣議決定され、既存の成長戦略・改訂版成長戦略に関する基本的な方針が明確化された。

(2) 2014年年央の改訂に向けて

安倍総理の指示により、上記「今後の検討方針」も踏まえ、経済財政諮問会議と産業競争力会議が共同で設定した、「戦略的課題」に関する議論を、より効果的に進め成果を得るため、両会議の民間議員が出席する「経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議」において、議論が開始された。

こうした議論を受けて、2014年6月24日「「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦-」が閣議決定されることになる。

1. 3. 規制改革

(1) 規制改革会議

規制改革会議とは、経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革に関する基本的事項を総合的に調査審議するために、内閣府設置法第37条第2項に基づき、

2013 年 1 月に設置された審議会である。その下部に設置された 4 のワーキング・グループでの議論も踏まえ、この規制改革会議において検討された規制や制度、その運用等について直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、6 月 14 日付けで「規制改革実施計画」が閣議決定された。

同年 7 月以降は、2014 年 6 月までの 1 年間をサイクルとして、ワーキング・グループや規制改革ホットラインを活用しつつ、規制改革の審議が進められている。

(2) 特別区域制度

(ア) 構造改革特別区域制度

構造改革特別区域制度とは、民間企業の経済活動や地方公共団体、NPO の取組等を妨げているような国の制度につき、地域を限定してこれらの規制を改革すること等により、構造改革を進め、地域の活性化を推進する制度である。

2013 年 8 月、11 月及び 2014 年 3 月に行われた第 31 回・32 回・33 回認定においては、それぞれ 10・5・6 の計画が認定されたが、このうち経済産業省が規制の特例措置を講じた計画はない。

(イ) 総合特別区域制度

総合特別区域制度とは、地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで総合的に支援することで、先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中させる制度である。

具体的には、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点の形成を目指した「国際戦略総合特区」、地域資源を最大限活用した地域活性化の取組による地域力の向上を目指した「地域活性化総合特区」の 2 つのパターンの総合特別区域(総合特区)から成り立つ。

2013 年 6 月、11 月及び 2014 年 3 月に行われた第 6 回・8 回・9 回認定においては、それぞれ 4・3・2 の地域活性化総合特区が新たに認定された。経済産業省では、第 6 回認定において、環境調和型畜産振興特区(群馬県)における畜産バイオマスの高効率エネルギー利用(電気事業法)等に関する計画変更について、また第 8 回認定において、アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区における緑地面積率等の基準の緩和(工場立地法)等に関する計画変更についてそれぞれ、当該特区事

業の関係行政機関の長として同意を行った。

(ウ) 国家戦略特別区域制度

地域の発意に基づく既存の特区制度における取組を踏まえつつ、国家戦略の観点から、内閣総理大臣主導の下、大胆な規制改革等を実行するための強力な体制を構築するために、2013 年 6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」において、国家戦略特別区域制度の創設が明記された。同年 12 月には、国家戦略特別区域法が施行されたほか、2014 年 1 月には同法に基づき、国家戦略特別区域諮問会議が内閣府に設置され、具体的な区域指定や規制の特例措置等について審議が行われている。

1. 4. 経済産業研究所(RIETI)について

独立行政法人経済産業研究所(RIETI)は、内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与するとともに、広く一般の経済及び産業に関する知識と理解の増進を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的としている。2013 年度は、第 3 期中期目標期間(2011 年度～2015 年度)の 3 年目であり、研究の成果である研究論文公表数は、独法化後 12 年間で 2 番目となる 193 件であった。これらの研究成果は、「通商白書」、「経済財政白書」、「労働経済の分析」等の白書や経済産業省「日本の「稼ぐ力」創出研究会」等の検討資料、報告書にも引用されるなど、広く国の政策立案に貢献した。

2013 年度の新たな取組としては、日本の地域間生産性格差や産業構造を分析するための基礎資料として、「都道府県別産業生産性データベース」

(Regional-Level Japan Industrial Productivity Database、略称 R-JIP)を構築した。また、WEB サイトに英文での Facebook の RIETI 公式ページを開設した。さらに、E-book コンテンツの発信を行い、「東日本大震災ー日本経済が震災を乗り越えるための政策提言」の配信を開始した。

独立行政法人改革については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(2013 年 12 月 24 日閣議決定)

において、経済産業研究所は、下記の2つの措置を行うことが決定された。

- 中期目標管理型の法人とする。
- 政策研究に係る資源配分を効率化しつつ、本法人の機能の一層の向上を図る観点から、国内外の政策研究機関との連携強化を進める。

これを踏まえ、第4四半期において、国内外の研究機関とのセミナーの共同開催、共同研究、人的交流等を一層進めた。

具体的には、国内の研究機関との連携については、内閣府経済社会総合研究所、労働政策研究・研修機構との共同セミナーを開催した。

また、海外の研究機関との連携については、新たに世界有数の研究所であるブルッキングス研究所（米国）やピーターソン国際経済研究所（同）とのセミナーの実施等を行った。

2. 審議会見直し

経済産業省では、2013年7月に、産業構造審議会、総合資源エネルギー調査会、中小企業政策審議会の3審議会について、よりシンプルで機能的な組織体系とするため、各審議会において組織見直しを実施した。具体的には、「産業構造審議会令の一部を改正する政令」「総合資源エネルギー調査会令の一部を改正する政令」「中小企業政策審議会令の一部を改正する政令」の3政令が、同月1日付けで施行されたことによるものである。

この見直しにより、組織のスリム化を行うとともに、政策分野ごとの分科会に再編することで、分科会ごとの議論のテーマを明確にし、かつ、経済産業省の政策課題を集中的、効率的に審議いただくための環境が整備された。

3. 産業の新陳代謝

3. 1. 産業競争力の強化

(1) 産業競争力強化法

アベノミクス第三の矢である「日本再興戦略」（2013年6月14日閣議決定）に盛り込まれた施策を確実に実行し、日本経済を再生し、産業競争力を強化することを目的として、2013年12月4日に成立し、2014年1月20日に施行された。

具体的には、日本経済には、「過剰規制」「過小投資」

「過当競争」の3つの歪みを是正すべく、「過剰規制」を打破するための規制改革の推進や、「過小投資」「過当競争」の是正につながる「産業の新陳代謝」の促進などにより、我が国の産業競争力の強化を図っている。

(ア) 過剰規制

企業単位での規制改革スキームとして、規制が求める安全性等を確保する措置を講ずることを前提に、企業単位で規制の特例措置を適用する「企業実証特例制度」を創設。（2014年3月末時点において、4件の申請を受理し、3件を事業者に対して回答）。

また、企業が、現行の規制の適用範囲が不明確な分野において、あらかじめ、規制の適用の有無を確認できる「グレーゾーン解消制度」を創設。（2014年3月末時点において、6件の申請を受理し、4件は事業者に対して回答）。

(イ) 過小投資

民間設備投資を促進するため、2014年度税制改正において、生産性の高い先端の機械装置等への設備投資に対し、即時償却又は最大5%の税額控除（中小企業者にあつては最大10%）の税制措置を講ずる「生産性向上設備投資促進税制」を創設。

(ウ) 過当競争

複数の企業に分散する経営資源を有効に組み合わせ、生産性を向上させ、新たな需要開拓を図るような事業再編に係る計画に対し、登録免許税の軽減措置等の支援策を講じている。

これまでに3件の事業再編計画と2件の特定事業再編計画が認定されている（2014年3月末時点）。

(2) 株式会社産業革新機構

(ア) 機構の概要

我が国の次世代の国富を担う産業の創出に向けて、社会的ニーズに対応した成長市場において、産業や組織の枠を超えて技術等の経営資源を結集すること（オープンイノベーション）により、新たな付加価値を創出する事業活動等に対する出資等の支援を行うべく、2009年7月に株式会社産業革新機構を設立した。2013年度においては、政府より総額200億円の追加出資を行い（2013年度補正予算200億円）、2013年度末時点では、政府出資2,860億円、民間出資140.1億円の合計3,000.1億

円とした。借入金への政府保証枠は前年度同様に、総額 1 兆 8000 億円とした。

また、産業競争力強化法により、一定のベンチャー投資案件について、主務大臣等への意見照会や産業革新委員会での支援決定を経ない簡素な手続での支援が可能となり、ベンチャー支援の更なる加速を図っている。

(イ) 機構の実績

機構は、2013 年度において 24 件（約 808 億円）、設立以来累計 65 件（約 7,105 億円）の支援決定を行った。

3. 2. 起業家人材育成事業

米国等と比較し、「起業」というキャリアの選択が一般的でない日本においては、高等教育の時期に起業に必要な知識・能力・準備について学ぶ意義は大きく、日本経済の活性化を担う潜在的な起業家の育成につながると考えられる。こうした認識の下、経済産業省では、2009 年度に大学・大学院の教員や実務家とともに「大学・大学院起業家教育推進ネットワーク」を設立し、起業家教育に携わっている大学教員、新たに始めようとする教員、起業の実践を教える外部講師など、多様な方々のネットワークを構築している。

2013 年度に「大学・大学院起業家教育推進ネットワーク」の会員が 890 名程度となり、12 月 22 日に「ビジネスプランコンテスト全国大会（University Venture Grand Prix2013）」を開催。ファイナリスト 9 チームが発表を行い、東京大学大学院ハチコマがグランプリを受賞。また、基調講演として株式会社リブセンス村上社長に先輩起業家からのメッセージをいただいた。さらに、東京大学大学院ハチコマ他、上位 3 チームを、約 1 週間シリコンバレーに派遣した。

3. 3. エンジェル税制

1997 年度に創業間もないベンチャー企業等への個人投資を更に促進するための税制優遇措置として「エンジェル税制」を創設し、2008 年度には、投資時点における所得控除制度を新たに創設した。しかし、申請様式が複雑で分かりにくい、制度の活用促進のための広報活動が十分でないとの意見があり、利用企業数が近年減少傾向にあった。そこで、2013 年度においては、申請様式の改正・改善、ホームページの改正等の運用改善を行う

とともに、全国 10 箇所で起業家・税理士等を対象に説明会を開催して周知を図った。

3. 4. ベンチャー投資促進税制

ベンチャー企業の成長のためには、事業会社からのリスクマネー供給を拡大する必要があるため、経営支援能力の高いベンチャーファンドを通じた資金供給について、産業競争力強化法に基づく税制優遇措置を創設した。具体的には、産業競争力強化法 17 条による認定を受けたベンチャーファンドを通じてベンチャー企業に出資を行った企業は、当該出資額の 8 割を損失準備金として積み立て、その積立額の損金算入を認める税制を創設した。

3. 5. 中小・ベンチャー企業投資基盤整備事業

中小企業基盤整備機構が実施しているベンチャー企業向けファンド事業の運用成績等を向上させる等、政策的効果を高めるとともに、ベンチャー投資のデータ等の透明性を確保することで、年金基金等の機関投資家によるベンチャーキャピタルへの投資を誘引するため、2010 年度より中小企業基盤整備機構と連携し、ベンチャーキャピタルやベンチャーキャピタルの運営する投資実績、ベンチャー企業等のデータベースの整備を目的としたベンチャーキャピタル投資動向データベース構築事業を実施している。

2012 年 2 月から試験運用を開始しており、2014 年度以降の事業化を目指している。

3. 6. 新事業創出のための目利き・支援人材育成等事業（2013 年度補正予算）

2012 年度に引き続き、2013 年度補正予算においても 7.3 億円を措置し、新事業創出に係る一流の支援者を成長力のある起業家等の元に派遣し、徹底したハンズオン支援を実施することによって、新事業創出を促進するとともに、支援者のネットワークを形成し、ハンズオン支援の過程で得られた手法やノウハウを横展開することにより、支援人材の育成を図った。

具体的には、大企業からのスピンオフ案件や全国各地のビジネスコンテストの入賞案件等から成長力のある案件を 33 件選定し、30 チームの支援者による徹底した

ハンズオン支援を通じて、ビジネスプランを事業化につなげ、創業前や創業後初期の支援に係る手法やノウハウを向上させることで、優良な支援人材の育成を図った。

3. 7. ベンチャー有識者会議

茂木経済産業大臣の私的懇談会として、「次のアップル、グーグル、フェイスブックは日本から出す！」をテーマに2013年12月から2014年3月にかけて「ベンチャー有識者会議」を開催した。同年4月に行われた同会議の取りまとめにおいては、「社会を動かす大胆な制度改革の推進」、「挑戦するベンチャーを支える意識改革・起業家支援」、「大企業も含めた日本経済全体でのベンチャー創造」を通じて「ベンチャー創造の好循環」を実現するための具体的な施策が示された。

4. 産業金融政策

4. 1. 指定金融機関を通じた危機対応業務

前年度に引き続き、株式会社日本政策金融公庫法に基づき公庫の実施する危機対応業務（指定金融機関である日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫が、日本政策金融公庫（公庫）による信用補完等を受けて実施する中堅・大企業向け資金繰り支援）を通じて、事業者への円滑な意金供給を促進した。

4. 2. エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（低炭素投資促進法）

「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」により、以下2つの金融面での支援措置が実施された。

(1) ツーステップローン

低炭素型製品の開発・製造を行う事業者に対して、その事業に必要な「低利」かつ「長期」の資金を供給するため、政策金融改革との整合性を保ちつつ、民間金融機関の融資ノウハウを活かす政策的金融支援であるツーステップローン（公庫→指定金融機関→認定事業者）が実施された。

2013年度末時点の融資額は合計398億円となった。

(2) リース保険制度

リース保険制度は、需要開拓支援法人に指定された法人（一般財団法人低炭素投資促進機構、以下「G I O」

という。）が、リース会社を相手方として回収不可能となったリース料の一部を補填する保険契約を締結することにより、中小事業者の信用力を補完してリースを行いやすくするもの。

2013年度末までの契約引受件数：5,927件、引受総額：約368億円となった。

4. 3. リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業

先端的な設備への投資を促すため、平成25年度補正予算において、民間事業者がリース手法を活用して先端設備等を導入しようとする場合、リース会社と基金設置法人が「先端設備等導入支援契約」を締結することで、リース期間終了後の当該物件の売却に係る損失を軽減する事業として50億円を措置した。公募によりG I Oを基金設置法人とした上で、2013年3月より申請受付を開始し、大企業だけでなく新たな産業を切り拓くベンチャー企業や、ニッチな分野で存在感を示す企業も含んだ多様な案件を採択する見込み。なお、新規案件の申請受付は2015年3月までを予定している。

4. 4. 金融機能強化に関する検討・調査の実施

2013年度は、①動産・債権担保融資（ABL）及び電子記録債権普及促進のためのケーススタディ等、②買収後の統合作業を見据えたM&A業務プロセスの調査・研究とM&Aの疑似体験研修プログラムの作成を行った。

具体的には、まず、2008年度より継続的に調査が行われているABLについては、文献調査や地域金融機関を対象としたアンケート調査及びインタビュー調査を実施した。実態調査において抽出された運用面・制度面の課題を、有識者からなるワーキンググループ及び検討委員会において分析・検討した。以上の調査の結果、2012年度調査で作成された「モデル契約」を前提に、実際にこれを用いてABLを実行する場合の業務の流れを整理すると共に、具体的な案件を題材として、それに対する金融機関等の実務的な対応の具体的な像が提示された。公的資金支払手続への電子記録債権の導入に係る調査・研究においては、公的資金の支払手続への電子記録債権の導入に伴う課題を整理したうえで、電子記録債権の導入の実現可能性について検討し、電子記録債権のより一層

の普及促進につながる施策が提案された。

次に、M&Aに関する調査においては、M&Aにおける業務プロセスの質を高めることを目的に、具体事例をもとに検討し、プロセスごとの課題が整理された。その上で、ノウハウの蓄積が難しいM&Aの疑似体験プログラムを作成し、高度金融人材協議会の会員企業に提示することで、金融人材の底上げを図った。

5. 産業人材政策

5. 1. 経緯

我が国経済は、2008年秋のリーマンショック以降、東日本大震災を始めとした内外の様々なショックを乗り越えて、増勢を維持してきた。2012年春頃から欧州政府債務危機に伴う世界景気の減速等によって弱い動きとなったものの、2013年に入って以降、経済政策への期待や円安や株高等が進んだことを背景に家計や企業のマインドが改善し、内需がけん引する形で緩やかな景気回復が始まった。企業の生産活動が改善する中で企業収益も改善し、このような明るい動きは雇用面にも波及している。完全失業率は2013年6月に4年8か月ぶりに4.0%を下回り、有効求人倍率も2013年11月に6年1か月ぶりに1倍を超えた。直近では完全失業率が2014年1～3月期に3.6%となり、有効求人倍率は1.05倍となるなど、雇用情勢は着実に改善してきている。

このような流れの中で、政府は2013年6月14日に成長戦略である「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」を閣議決定した。その中の「日本産業再興プラン」において、「雇用制度改革・人材力の強化」を掲げ、具体的な施策として、行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換（失業なき労働移動の実現）、民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化、多様な働き方の実現、若者・高齢者等の活躍推進、グローバル化等に対応する人材力の強化、高度外国人材の活用等が提唱された。

また、上記戦略や「経済財政運営と改革の基本方針」

（2013年6月14日閣議決定）を踏まえ、経済の好循環の実現に向けて、政労使の三者が意見を述べ合い、包括的な課題解決のための共通認識を得ることを目的として、「経済の好循環実現に向けた政労使会議」を開催することとし、2013年9月20日以来5回にわたり開催された。その結果12月20日には、デフレ脱却のためには企業収益の拡大を賃金

上昇につなげること、下請け企業との取引価格の適正化、非正規雇用労働者のキャリアアップ支援、生産性の向上と人材の育成に取り組むこと等について共通認識を取りまとめるに至った。

5. 2. 各施策の概要

(1) 多様な「人活」支援サービス創出事業

経済のグローバル化や少子高齢化等が進展する中で、我が国では産業構造の転換が重要な課題となってきた。また、事業環境変化のスピードが速くなる中、社会全体での最適な人員配置を実現するためには、従来の長期安定雇用偏重のシステムを見直し、労働市場の機能強化を促進することが重要である。日本再興戦略においても、新陳代謝を加速させ、新たな成長分野での雇用機会の拡大を図ることにより、成熟分野から成長分野への失業なき労働移動を進めるとされている。

そのためには、成熟分野で働くスキルと経験を有する社会人（ミドル人材）が成長分野で活躍し、更なる価値創造を図ることが重要であるが、こうした人材の流れは必ずしも大きなものとなっていない。このため、新たな人材の橋渡し役となる「人を活かす」（「人活」）支援サービスを提供する産業を創出・振興することを目的に、2013年度予算事業として「多様な「人活」支援サービス創出事業」を実施し、ミドル人材が自分のキャリアを考えるための再教育・マッチングプログラムの開発や、同プログラムを受講した人材が実際に成長分野に出向・転籍し就労する等の実証を行った。加えて、「人活」支援サービスが、民間の自律的なビジネスとして広がっていくことを目的に、企業の人事施策の実態等に関する調査を行うとともに、本実証事業結果をまとめた「人活」支援サービスの事例集を作成した。また、事業成果を社会へ発信し、当該サービスに関する社会的機運の向上に資するシンポジウムを開催した。

(2) 高度外国人材の受入促進

我が国経済がデフレから脱却し「価値創造」経済へと転換を図っていくためには、多様な価値観を持つ外国人を受け入れることで我が国の産業におけるイノベーションを促すとともに、外国人と日本人が切磋琢磨して専門的・技術的な能力を高めて労働生産性を向上させてい

くことが重要である。

そこで、高度な技術や経営ノウハウを持つ外国人材の我が国での一層の活躍を促進するための総合的な環境整備推進の一環として、高度外国人材に対し出入国管理上の優遇措置を与える「高度外国人材ポイント制度」（2012 年 5 月 7 日施行）について、法務省・厚生労働省等の関係省庁と協議を行い、2013 年 12 月に認定に係る年収基準の見直し、永住が許可されるための在留期間の短縮といった優遇制度の見直しを行った。

(3) 経済の好循環実現のための取組

先述の通り、政府は 9 月 20 日以降 12 月 20 日までの間に 5 回にわたり、「経済の好循環実現のための政労使会議」を開催し、賃金上昇に向けた取組や下請取引の適正化、非正規労働者の処遇改善などについて、政労使の三者で話し合いの場を設けた。また、これらに加え、政府は企業収益の改善を確実に賃上げにつなげるため、経済団体や企業に対して賃金の引上げ要請等を行った。また企業の賃上げ状況についてのフォローアップ調査を行うとともに、企業の賃上げを促進する所得拡大促進税制等の税制措置を実施した。

(ア) 所管団体等への賃金の引き上げ要請

先述の政労使会議等の場も活用しつつ政府を挙げて賃上げ要請に取り組む中で、経済産業省としても経済団体や所管業界団体、主要企業に対し、賃金の引上げの要請を行った。更に各地の経済産業局等からも地方の主要経済団体や企業に対して要請を行った。

(イ) 所得拡大促進税制の創設・拡充

2013 年度税制改正において、現下の経済情勢等を踏まえつつ「成長と富の創出の好循環」を実現するための税制措置が講じられることとなり、その中の一つとして、個人所得の拡大を図り所得水準の改善を通じた消費喚起による経済成長を達成することを目的として「所得拡大促進税制」が創設された。具体的には、2013 年 4 月 1 日から 2015 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、法人及び個人事業主が使用人に対して支給する給与等支給額が基準となる事業年度の給与等支給額と比較して 5 % 以上増加していること、給与等支給額が前事業年度を下回らないこと、平均給与等支給額が前事業年度を下回らないことの三つの要件を

全て満たした場合に、その基準事業年度からの雇用者給与等支給増加額の 10 % 分を税額控除（法人税額（個人事業主の場合は所得税額）10 %（中小企業等は 20 %）を限度）できるというもの。

また、本税制は 2014 年度の税制改正において、適用期限の 2 年間の延長（2018 年 3 月末までに開始する各事業年度とすること）と、雇用者給与等支給増加額の増加要件を 2013 年度から 2014 年度までは 2 %、2015 年度は 3 %、2016 年度から 2017 年度までは 5 % と段階的にする等の緩和がなされた。

(4) 学校から職業への円滑な移行

2000 年代以降、フリーター・ニートの増加や、若者の早期離職など「学校から実社会への円滑な移行」が深刻な社会的課題となっている。これは、若者が社会に出る前段階において、自己の適性や将来に対する目標を見失っていることが影響しており、このような課題への対処として、初等中等教育の段階から、働くことの意義や実社会の理解を促す「キャリア教育」の実施が必要とされた。そこで、経済産業省では、産業界の求めるような人材の育成・確保を図るべく、産業界と教育界が連携したキャリア教育を推進する取組を行った。

(ア) 産学が連携したキャリア教育の推進

経済産業省では 2007 年度から産業界と教育界の双方に通じた「キャリア教育コーディネーター」を配置し、地域で一体となったキャリア教育を関係団体等と連携しながら実施してきた。2011 年 2 月に自立化した、一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会では、キャリア教育コーディネーターの育成・認定等の事業を運営しており、2013 年度までに、約 200 名がキャリア教育コーディネーターに認定され全国各地で活躍している。

また、先進的な教育支援活動を奨励・普及・促進するため、これらに取り組む企業・経済団体を表彰する「キャリア教育アワード」を 2010 年度に創設し、2011 年度から経済産業大臣賞を授与しており、2013 年度は、全国から 60 件の応募を得た。また、学校、地域・社会、産業界等の関係者が連携・協働してキャリア教育を行う取組を、文部科学省と経済産業省の両省で表彰する「キャリア教育推進連携表彰」を 2011 年度から実施してお

り、2013年度は全国から75件の応募を得た。

さらには、学校、地域、産業界が一体となって社会全体でキャリア教育を推進していく気運を高め、キャリア教育の意義の普及・啓発と推進することを目的として、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の3省合同で、学校関係者、企業関係者等を対象とする「キャリア教育推進連携シンポジウム」を開催した。

(イ) 社会人基礎力の育成

経済産業省では、「前に踏み出す力(アクション)」・「考え抜く力(シンキング)」・「チームで働く力(チームワーク)」の3つから構成される社会で活躍するために求められる基礎的能力を「社会人基礎力」として定義し、「社会人基礎力」を大学教育等で育成する活動の普及・啓発を実施している。この一環として、2007年度から、大学におけるゼミや研究室等の取組により「社会人基礎力」が育まれた過程を学生が発表する「社会人基礎力育成グランプリ」を開催しており、2011年度から経済産業大臣賞を授与している。2013年度は、全国から45大学(49チーム)が参加するなど「社会人基礎力」育成の取組は全国の大学に広がりを見せている。

6. 知的財産政策

6. 1. 「営業秘密管理指針」の改訂

近年、人材を通じた技術流出に関する関心が高まっている中、技術流出を防止するための措置の一つとして、退職者との秘密保持契約や競業避止義務契約の締結がある。

しかし、競業避止義務契約については、どのように実効性を確保するべきかについての検討は十分とはいえなかった。そのため、職業選択の自由の観点から導入自体を躊躇する企業も少なくなく、また、導入していたとしても実効性が問題になるケースもみられている。

こうした状況を踏まえ、2012年度経済産業省委託調査「人材を通じた技術流出に関する調査研究」において、製造業、情報産業やサービス業等1万社に対して、営業秘密の管理実態に関するアンケート調査を行うとともに、有識者による研究会を開催し、実効性のある競業避止義務契約等について、判例をもとに分析・検討を行った。

上記調査研究を受けて、2013年8月に、競業避止義

務契約に関する部分について、営業秘密管理指針の改訂を行うとともに、報告書の一部を抜粋し、参考資料として提示することとした。

6. 2. 諸外国における営業秘密保護制度に関する調査

2013年に策定された、「知的財産政策ビジョン」では、営業秘密保護強化に向けて、米国では、海外で不正に製造された商品の自国での取締まり(水際措置)や官民フォーラムによる企業の技術情報・営業秘密の管理の推進に取り組んでいる点に言及しており、これらを踏まえ、「営業秘密の保護に関する海外の制度、動向、取組を調査・研究しつつ、必要に応じ、営業秘密の実効的な管理の実現、必要な制度などの整備に向けた検討を行い、適切な措置を講ずることが重要」と指摘している。

本調査は、米国とドイツの営業秘密侵害訴訟における手続実態等について調査するとともに、訴訟において争点となる営業秘密の不正取得や不正使用の立証方法、かつ、それに対する裁判官の判断状況(どのような観点から不正取得・不正使用と判断したか)等について、ヒアリング調査や関連する文献・判例調査を行うことにより、我が国における更なる営業秘密流出防止の体制整備を検討するための基礎資料を作成することを目的として行った。

また、米国で実施されている営業秘密侵害物品の水際措置の実態及びその手法等について、現地の実務者等に対し、ヒアリング調査や関連する文献調査を行い、我が国における営業秘密侵害物品に対する水際措置導入を検討するための基礎資料を作成することを目的としてを行い、2014年3月に報告書を取りまとめた。

6. 3. 知的資産経営の推進

「知的資産」とは、原則バランシート上に計上されない無形の資産であり、企業等における競争力の源泉である人材、技術、技能、知的財産(特許・ブランド等)、組織力、経営理念、顧客とのネットワークなど、財務諸表には表れてこない、目に見えにくい経営資源の総称をいう。

経済産業省では、知的資産を活用することで業績の向上・持続に結びつける「知的資産経営」の実践が我が国企業の価値を高めるとの考えのもと、こうした知的資産

の活用と評価手法の検討や、その普及に向けて、様々な検討を重ねてきている。

2013年11月、独立行政法人中小企業基盤整備機構、民間団体、民間企業、大学等の協力を得て、9年目を迎えた「知的資産経営 WEEK2013」を開催した。「知的資産経営 WEEK2013」では、企業価値の保護という視点を含めた多様な視点から知的資産経営の発展について取り上げた。

具体的には、グローバル化に伴う自社の強みの把握や、海外を含めた事業展開の際の自社の技術情報の保護など、海外展開を見据えた知的資産経営の推進や、知的資産に着目した価値創造とその維持の方法、知的資産経営とその報告書の質の考え方、知的資産経営の効果の検証、知的資産経営の実現に資する情報開示とそのステークホルダーからの評価等について、産業界、学界、行政から、事例、各々の果たすべき役割、今後の展望・方向性等を示しながら議論を行った。

6. 4. 事業の中での知的財産権の貢献割合に関する調査

我が国の企業は、グローバルな競争の中で、「技術」で勝っても「事業」で負けてしまい、したたかに「稼ぐ」ことができていないと言われている。

こうした課題を克服するためには、高くても売れる商品やサービスを生み出すなど、我が国企業の事業モデルを「価格競争」モデルから「価値創造」モデルに転換していくことが求められている。そのためには、知的財産権を利用して得られた事業の収益のうち、知的財産権に起因する割合を把握し、効果的な知的財産権の活用、創造につなげていく必要がある。

本調査では、パテントボックス税制などの海外の事例を踏まえて、ある事業の中で特許権などの知的財産権がどの程度貢献しているかという指標のあり方や、事業の中で、特許権と人件費、設備投資費、その他の知的財産権等との相対的な貢献度の比較を行うために必要な要素（技術の寄与度、代替可能性等）等を検討し、2014年2月に報告書を取りまとめた。

7. 企業法制の課題に関する取組・企業会計

7. 1. 企業法制見直しの動き

2005年7月の会社法公布から約4年が経過した2010年2月、会社法制の見直しが法制審議会に諮問され、法制審議会会社法制部会が設置された。

今回の会社法制見直しの議論の背景としては、部会の設置に係る法務大臣の諮問に、「会社法制について、会社が社会的、経済的に重要な役割を果たしていることに照らして会社を取り巻く幅広い利害関係者からの一層の信頼を確保する観点から、企業統治の在り方や親子会社に関する規律等を見直す必要がある」とあるように、コーポレート・ガバナンスに関する規律の整備やグループ経営の発展に対応した規律の整備等の必要性があった。

同部会には、経済産業省から産業組織課長が幹事として参加し、経済産業政策の立場から議論に参加した。2010年6月に開催された第3回会合では、「今後の企業法制の在り方について」という意見書を提出し、成長戦略の一環として、国際競争力の強化や資本市場の活性化等に資するように企業法制を見直す必要があると提言した。

その後、2012年9月、法制審議会総会において、「会社法制の見直しに関する要綱」が採択された。本要綱においては、上述の「今後の企業法制の在り方について」を踏まえ、委員の過半数が社外取締役で構成される監査・監督委員会を置く「監査・監督委員会設置会社（仮称）」、社外役員の社外要件の見直し、株主に及ぼす影響が軽微な組織再編の場合に反対株主の株式買取請求権の行使を認めないとする「株式買取請求制度の見直し」、キャッシュアウトの手続を簡略化するための「特別支配株主の株式等売渡請求」制度を設けることが盛り込まれた。

その他、本要綱に盛り込まれたものとして、一定の要件が満たされた場合に、親会社の株主が子会社の取締役等の責任を追及する訴えを提起することを認める「多重代表訴訟」がある。また、社外取締役の導入に関しては、本要綱において、一律な導入義務付けは行わないものの、「社外取締役が存しない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を事業報告の内容とする」ことが盛り込まれた。あわせて、法制審議会総会では、「金融商

品取引所の規則において、上場会社は取締役である独立役員を一人以上確保するよう努める旨の規律を設ける必要があり、その実現に向けて関係各界の協力を要請する」旨の附帯決議がなされた。

その後、「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」（2013年6月14日閣議決定）において、「会社法を改正し、外部の視点から、社内のしがらみや利害関係に縛られず監督できる社外取締役の導入を促進する。【次期国会に提出】」と記載され、早期の法案提出が求められていた。上記要綱を受けて作成された会社法の一部を改正する法律案は、2013年11月に閣議決定され、第185回国会（臨時会）提出された。同法案は閉会中審査（継続審議）となり、2014年3月現在、第186回国会（常会）において審議に付されている。

7. 2. コーポレート・ガバナンスに関する取組

企業統治を巡る法制審議会会社法制部会での議論や一部企業の不祥事を契機に強まった我が国のコーポレート・ガバナンス・システムに対する内外からの批判等を踏まえ、2012年3月、経済産業省は、コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会（以下「本研究会」という。）を設置した。

社外役員等の導入義務化についてはこれまで多くの議論がなされてきたが、社外取締役を含む社外役員等の果たしている役割、また、果たすべき役割については十分に整理がされてこなかった。また、社外役員等が期待される役割を果たすためには、企業において社外役員等をサポートする仕組みが必要となるが、日本の企業の実態を踏まえた仕組みのあり方についても十分に議論がされてきたとは言えない。このため、本研究会では、これらの点の整理を行うことに重点を置いている。

本研究会では、2014年3月までに計8回の研究会を開催し、企業、投資家、学者など様々な経験・知見を持つ委員が我が国のコーポレート・ガバナンス・システム等について検討に加わった。研究会では、まず我が国のコーポレート・ガバナンスを巡る現状と課題について討議を行い、その後、企業担当者や投資家、学者といった各界有識者へのヒアリングを行った。企業に対するヒアリングは、我が国会社法上選択可能な機関設計のうち、委員会設置会社及び監査役会設置会社の企業を対象と

して行った。また、企業担当者から、コーポレート・ガバナンスの充実に向けてそれぞれの企業で実施している取組についてプレゼンテーションを受けた。投資家からは、日本のコーポレート・ガバナンスへの問題意識、投資家と企業との対話、独立役員・社外役員等への期待、役員報酬の在り方についてプレゼンテーションを受けた。法学者からは、米国・イギリス・ドイツといった諸外国の制度の紹介及び日本のコーポレート・ガバナンスの在り方について意見が述べられた。経営学者からは、経営学の視点から見たコーポレート・ガバナンスの問題や、社外取締役・独立取締役と企業業績の関係についての実証研究が紹介された。それぞれのヒアリングの後、委員との間で活発な質疑応答が行われた。以上のような取組を通し、日本のコーポレート・ガバナンスの現状及び課題の把握、検討を行った。

また、海外投資家を中心に我が国のコーポレート・ガバナンス・システムに対する理解が十分でない現状を踏まえ、我が国のコーポレート・ガバナンス・システムについて、海外に分かりやすく説明・発信していくということも重要であるとの観点から、海外に向けてどのように情報発信を行っていけば良いかについても検討を行った。

2014年3月、第8回目の本研究会において、これまでの検討を総括し、社外役員等に期待される役割と企業のサポート体制に関し、我が国企業のベスト・プラクティスを広く集めた「社外役員を含む非業務執行役員の役割・サポート体制等に関する中間取りまとめ（案）」と社外役員等の導入・活用に際して考慮すべき事項のみを抜粋して記載したサマリーである「社外役員等に関するガイドライン（案）」について討議し、上記中間取りまとめ及びガイドラインの内容及び公表時期については座長一任とすることを決定した。

7. 3. 民法（債権関係）改正の動き

我が国の民法は、1896年（明治29年）に制定されたものであり、このうち債権関係の規定については、制定以来、条文の現代語化のほかは抜本的な改正を経ないままであるが、この間に我が国の産業構造は変化し、商取引がグローバル化するなど、経済活動の実態は民法制定当時に比して大きく変化している。

以上のような事情を背景にして、2006年10月に民法学者による研究会として民法（債権法）改正検討委員会が設置され、2009年3月に同委員会が債権法改正の基本方針をとりまとめた。2009年10月には、法務大臣から法制審議会に対し、「社会・経済の変化への対応」と「国民一般に分かりやすいものにする」という観点から、債権法改正に関する諮問が行われた。

これを受けて法制審議会は民法（債権関係）部会を設置し、契約に関する規定を中心に民法の見直しを行うこととした。経済産業省からは、産業組織課長が同部会の関係官として第1回会合からその審議に参加し、経済界・産業界から寄せられる意見や企業活動の実態を踏まえ、取引の安定化、企業の競争力の強化等の観点から部会で発言するとともに、部会において委員等の意見を聞き、議論を重ねた。また、法制審議会以外の場においても、学者や多くの実務家からヒアリング等を通じて意見を聴取してきた。

2013年2月に、法制審議会民法（債権関係）部会は、これまでの審議結果の中間的な取りまとめとして、「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」を決定した。産業組織課は2月26日に、同中間試案の取りまとめに際して「民法（債権関係）改正に関する意見書」を同部会に提出し、「現代的な取引に対応したルールの整備」、「現代にそぐわない規定の見直し」、「法律関係の早期確定・契約関係の早期解消への対応」、「経済のグローバル化を踏まえ、外国市場においても使われる契約ルールを」という観点から、第三者保証などの保証契約に関する問題、譲渡禁止特約、債権譲渡の対抗要件といった債権譲渡に関する問題、約款に関するルールの整備など、経済産業政策の観点から特に関わりが深いと考えられる論点について、具体的な改正の方向性について意見を述べた。

中間試案とりまとめ後の2013年4月から6月にかけて本試案はパブリックコメントに付され、それによって得られた意見等を踏まえて7月以降、要綱案のとりまとめにむけての審議が始まった。この審議には、引き続き経済産業省も参加しており、議論の俎上に上がっている論点について議論を重ねている。

7. 4. 企業会計

(1) 経緯

我が国の企業会計制度は、会計ビッグバン以降、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）とのコンバージェンス（収れん）も進み、EUとの同等性評価を獲得するなど、高品質かつ国際的に遜色のないものとなっている。2010年3月期からはIFRSの任意適用が開始され、2013年6月には金融庁・企業会計審議会から「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」が公表され、グローバルな基準改善への貢献（発言権の確保）及び高品質な日本基準を維持することの重要性並びにIFRS任意適用の継続等の基本的な考え方が示された。

(2) 企業財務委員会

経済産業省では、我が国における企業会計基準の国際的整合性の確保及び関連諸制度の整備に向けた議論を行うため、1999年より企業財務委員会を開催している。委員は企業のCF0（最高財務責任者）等により構成され、国内外の有識者を講師として、企業の持続的成長や競争力を支える経済インフラとしての企業会計・開示、内部統制のあり方など、企業活動全般に係る課題について、企業経営の視点から議論を行っている。2013年度においては、会計基準をめぐる国際動向や我が国における会計制度の方向性をテーマとして議論を行った。

(3) IFRS 対応方針協議会への取組

「アジェンダ・コンサルテーションに関する協議会」は、2011年に国際会計基準審議会（IASB）が実施したアジェンダ・コンサルテーションに対応し、IASBにおける作業計画の方向性や優先事項等について、国内市場関係者の意見を幅広く反映し、IFRSに対する発信力を高めることを目的として設置された。（同協議会は、公益財団法人財務会計基準機構及び金融庁を事務局とし、企業会計基準委員会、日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、日本証券アナリスト協会、東京証券取引所、経済産業省、法務省が参加）

IFRSを改善すべき主要な論点として、(1)当期純利益とOCI（その他包括利益）、(2)公正価値測定範囲、(3)のれんの非償却、(4)開発費の資産計上、(5)開示を認識し、オールジャパンとしての意見発信を行った。

2013年9月、今後、更に我が国一体となったIFRSへの対応の強化を図る観点から、同協議会は「IFRS対応方針協議会」に改組され、IFRSに関連する我が国の市場関係者の認識共有や意見の集約等を目的としていくことが確認された。

7. 5. 開示・企業と投資家との対話

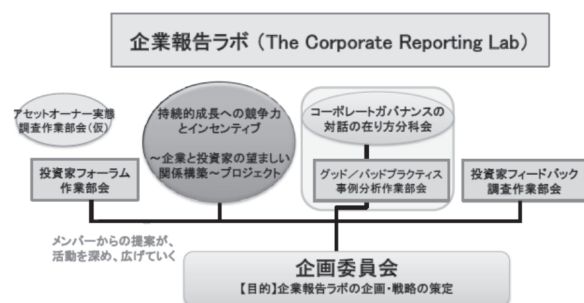
(1) 「企業報告ラボ」

(ア) 設立目的

経済産業省は、2012年7月、企業と投資家が、企業価値の向上に向けた対話や開示のあり方を検討、調査、提案する場として、「企業報告ラボ(The Corporate Reporting Lab)」を設立した。本ラボは、(1) 企業と投資家が集い、双方の対話に関するそれぞれの認識の違いを理解し、共通の理解や言葉を探ることで、より建設的な対話を促すこと、(2) 日本市場に関心を持つ海外投資家を含む、内外の関係者とのネットワークを構築するとともに、日本からのメッセージを発信すること、の二つを大きな目的としている。

(イ) 活動と主な成果

投資家、学者、関係組織・制度関係者(オブザーバー)で構成される「企画委員会」を中心に、参加するメンバー自らがラボの進め方やプロジェクトを提案し、それを実現する形で「コーポレート・ガバナンスの対話の在り方分科会」、「コーポレート・ガバナンス企業意識調査作業部会」が設置されており今年度は新規に「投資家フォーラム作業部会」「アセットオーナー実態調査作業部会」が設立された。



(参考図：企業報告ラボの全体像)

(A) 企画委員会

企画委員会では投資家側が、企業側のIRや開示、コーポレート・ガバナンスに関して求めるものに関する報告を行った。また、企業側からも投資家との対話への期待

に関する報告が行われた。また、ラボ創設後1年の成果を取りまとめたプロGRESS・レポートを作成した。ラボの議論を第2フェーズへ移行すべく新規プロジェクトに向けた議論を行い「アセットオーナー実態調査作業部会」「投資家フォーラム作業部会」を立ち上げた。

(B) コーポレート・ガバナンスの対話の在り方分科会

事業会社が開示と対話を通じて海外投資家とどのように向き合うか、また日本全体のコーポレート・ガバナンスをどのように海外発信するか等について、議論・調査・提言等を行うことを目的としている。今年度は株主総会における議決権行使の状況や経営者の任期と企業価値等について議論を行った。

(C) グッド/バッドプラクティス事例分析作業部会

機関投資家の視点から見た株主総会の招集通知書や株主総会議案の良い(悪い)事例を幅広く集めて紹介すること目的として設立された。同部会では大手機関投資家を対象に機関投資家がどのような点に着目しているか、投資家から見て良い(悪い)事例とはどのようなものかを明らかにするためアンケート調査を実施した。

(D) 投資家フォーラム作業部会

企業との対話に向けた「実力」を高めるため、機関投資家等が知識や経験を共有し、投資家間での忌憚ない議論や情報8親等ができるプラットフォームづくりを促進することを目的として立ち上げられ、今後の進め方について議論を行った。

(E) 「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」プロジェクト(伊藤レポート)

企業経営者や長期投資家、市場関係者等が一堂に会し、国際的にも大きな議論となっている資本市場や企業のショートターミズム(短期主義)の問題、企業と投資家の対話(エンゲージメント)の課題、企業開示・報告のあり方等を日本の文脈で捉えたものである。客観的な事実を基に問題の所在やインセンティブ構造を明らかにすることを目指し、これらの問題の克服を企業の収益力や持続的な成長につなげるための方策を検討するために開始した。

国内外から幅広くエビデンスや参考とすべき情報を募集し、総会とは別に分科会を設立し論点ごとに掘り下げて分析・検討を行った。

(2) 企業開示制度の国際動向等に関する研究会

企業の実務家、投資家、会計学者など、企業開示（ディスクロージャー）に関心のある有識者等による議論の場として、「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」を設け、国内外におけるディスクロージャー制度とその実態、上場企業等の開示事例及びグローバル投資家等の利用実態について調査を行った。

7. 6. 企業の社会的責任（CSR）

(1) ビジネスと人権

一般社団法人企業活力研究所が企業のCSR責任者や有識者等を集めて、CSRに関連する様々な課題、テーマについて議論を行う「CSR研究会」を、2005年度から開催している。

2013年度は、「企業の社会的責任に関する国際規格の適切な活用のあり方」という研究テーマのもと、我が国企業がどのように活用しているのかを調査分析し、適切な活用のあり方について研究会が開催された。

また、企業活動に大きな影響を与えるCSRの今日的な課題を理解するため、企業の個別事案や諸外国のCSR戦略、国際フレームワークの現状を包括的に把握するための調査を行い、「国際的な企業活動におけるCSR（企業の社会的責任）の課題とそのマネジメントに関する調査報告書」として取りまとめた。

(2) EU や国際機関との連携

日 EU 産業政策対話においての実務者レベルで CSR に関する議論を行う、「CSR ワーキンググループ」の設立が 2013 年 1 月に合意された。第一回目の会合に向け、国内関連企業から情報収集を行う等フォローアップを継続して実施した。

8. 競争政策

8. 1. 背景

企業の合併ニーズの多様化、市場競争を巡る紛争の増加とその内容の複雑化など、競争環境を巡る状況の変化の中で、経済産業省として、競争紛争の解決のためのサポートや、重要市場における競争状況の調査・分析・評価、独禁法を中心とした競争ルールに関する検討・提案など、競争促進に資する政策を企画立案することの重要

性が高まっている。

8. 2. 2013 年度の主な取組

(ア) 消費インテリジェンスに関する懇談会

ミクロの脱デフレを実現するには、消費データの戦略的な活用による内外の消費市場の開拓が大きな鍵であるとの認識の下、消費構造の変化等の分析に加えて、構造的な課題解決に向けた方策を整理するため、有識者による懇談会を設置して検討を行い、報告書を取りまとめた。報告書では、脱デフレに向けた方策として、（１）「消費者理解を起点とした企業戦略への転換」、（２）「消費に関するビッグデータの活用によるマーケティング戦略とその活用に必要な体制整備」、（３）「メーカーと流通との関係が変化してきた中で、両者の協力関係を通じたイノベーション促進のための新たな競争環境整備」を掲げている。

（イ）これからの流通・取引慣行ガイドラインの在り方に関する調査研究

消費インテリジェンスに関する懇談会報告書を踏まえ、メーカーと流通との連携等によるイノベーションを実現するための競争環境整備に向け、独占禁止法の垂直的制限に関する指針である「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針（流通・取引慣行ガイドライン）」について、日米欧の制度比較調査や価格制限行為における競争促進効果等の応用研究等を実施しながら、市場の実態に合わせたガイドラインのあり方についてとりまとめを行った。

（ウ）中小企業における独占禁止法コンプライアンスについて

近年、課徴金の引上げなど独占禁止法の執行強化が進む中、中小企業においても多額の課徴金を課されるケースも生じており、事業活動を行う上で、中小企業も独占禁止法に注意を払うことが重要となってきた。

このため、有識者による研究会を実施し、独占禁止法の規制内容について違反事例を中心に手引を作成し、業界団体の集まりの際に講演を行うなどの普及啓発活動を行った。

（エ）事業再編の円滑化のための産業競争力強化法の執行

2013 年 12 月 4 日に成立した産業競争力強化法では、

一定以上の国内売上高合計額を有する申請会社の事業再編計画等の認定にあたり、主務大臣は当該計画に係る競争環境上の論点について、公正取引委員会と協議を行うこととなっている。これにより、主務大臣と公正取引委員会との連携が強化され、我が国産業の国際競争力強化のための再編の迅速化・円滑化に資することが期待されている。

2013 年度は三菱重工業株式会社及び株式会社日立製作所の事業統合案件について、公正取引委員会と協議を行った。

9. 女性の活躍推進等

9. 1. 女性活躍推進に向けた取組

(ア) 政府における女性活躍推進の取組

○若者・女性活躍推進フォーラム

2013 年 1 月に日本経済再生本部の下に設置され、2 月～5 月にかけて計 8 回開催。稲田再チャレンジ担当大臣・森男女共同参画担当大臣(共同議長)、委員(有識者)、自民党・公明党の女性局長等から構成された。女性の課題については、日本テレビの宮島委員や慶應義塾大学の樋口教授(臨時委員)等を中心に、当省からは赤羽副大臣が出席し、議論が進められ、5 月 19 日に「我が国の若者・女性の活躍推進のための提言」を公表した。本提言は、6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略」にも反映された。

○安倍総理の「成長戦略スピーチ」(第 1 弾)(2013 年 4 月 19 日)

「女性活躍は成長戦略の中核」と位置づけ、「女性が輝く日本」の実現を目指し、「仕事か育児か」の二者択一の状況を解消するため、待機児童解消加速化プラン、「3 年育休・時短」の推進、子育て後の再就職・起業支援等を発表。

同日、総理は経済 3 団体に対して、以下の二点を要請した。

「指導的地位に占める女性の割合を 2020 年までに 30%にする」という政府目標の達成に向けて、全上場企業において積極的に役員・管理職に女性を登用する。まずは役員に一人は女性を登用する。

子どもが 3 歳になるまで育児休業や短時間勤務を取

得したい男女が取得しやすいように職場環境を整備する。

○「日本再興戦略」における女性活躍推進

産業競争力会議においても、「人材力強化・雇用制度改革について」(2013 年 3 月 15 日長谷川主査提出資料)の中に「若者・女性・高齢者の雇用・活躍推進」が盛り込まれる等、女性活躍及び少子化対策は、経済再生のための重要な課題であるとの共通認識の下、具体的方策について議論された。

2013 年 6 月にまとめられた「日本再興戦略」においては、女性の活躍推進について「M 字カーブ問題」の解消に向け、2020 年の就業率を 25～44 歳の女性については 73% (2012 年の水準から約 5 ポイント向上) とすること等を目指して、具体的な施策が盛り込まれた。

＜当省関係の主な施策＞

女性の活躍促進等に取り組む企業に対するインセンティブ付与として、好事例の顕彰(ダイバーシティ経営企業 100 選)、登用状況の開示促進(なでしこ銘柄)

資金調達や経営ノウハウの支援等により、女性の起業等を促進(地域需要創造型等起業・創業促進補助金(中小企業庁 2012 年度補正予算))

主婦等向けインターンシップの活用(新戦力発掘プロジェクト(中小企業庁 2012 年度補正予算))

○「成長戦略進化のための今後の検討方針」

2013 年 6 月の「日本再興戦略」において残された課題を議論するため、産業競争力会議雇用・人材分科会が設置され、今後実施していくべき具体的施策等について「中間整理～「世界でトップレベルの雇用環境・働き方」の実現を目指して～」(2013 年 12 月 26 日)が取りまとめられた。それらを成長戦略に反映させるため、2014 年年央の成長戦略改定に向けた検討方針として、「成長戦略進化のための今後の検討方針」(2014 年 1 月 20 日)が発表され、成長戦略改定に向けての視点の一つ目に、「「女性が輝く日本」の実現」が掲げられた。

＜検討方針に盛り込まれた当省関係の具体的な施策＞

I. 働く人と企業にとって世界トップレベルの活動しやすい環境の実現

1. 女性の活躍推進と全員参加型社会実現のための働き方改革

①「女性が輝く日本」の実現

＜当省関係の具体的な施策＞

- ・女性の登用促進のための情報開示(ダイバーシティ経営企業 100 選、なでしこ銘柄)
- ・家事・育児支援サービスの品質保証の仕組みの導入

○輝く女性応援会議

「成長戦略進化のための今後の検討方針」に掲げられた総理主導の女性が輝く社会の実現に向けた全国的なムーブメント創出のキックオフとして、2014 年 3 月 28 日、首相官邸で、「輝く女性応援会議」が開催され、様々な立場の「輝く女性」から輝くために必要なことを発言いただき、輝く女性を応援する「各界のリーダー」から今後の取組についての宣言が行われた。経済産業省からは、茂木大臣が出席した。

(イ) 男女共同参画推進

男女共同参画に向けた取組については、男女共同参画社会基本法に基づき、2010 年 12 月に策定された第 3 次男女共同参画基本計画（2011～2015 年度）を実施するため、男女共同参画に関する企画立案業務を担う男女共同参画会議(議長：官房長官、議員：関係閣僚、有識者)の下で、関係省庁一体となり、取り組んでいる。

2013 年 4 月に開催された第 42 回男女共同参画会議(赤羽副大臣出席)では、女性の活躍促進は我が国経済の再生や成長の鍵であり、社会の活性化にとって必要不可欠であるとの認識のもと、女性国家公務員の活躍の促進、公共調達や各種補助事業を通じた女性の活躍の促進、企業における女性の活躍状況等の開示(「見える化」)の促進等を、今後政府に求める取組事項として決定した。

(ウ) 「ダイバーシティ経営企業 100 選」

企業におけるダイバーシティ推進への取組を支援するために、2012 年度より「ダイバーシティ経営企業 100 選」を行っている。2012 年度から 3 年間の累積で合計 100 社程度の選定を目指す。

本事業では、「我が国がデフレ経済から「価値創造経

済」へと転換を図っていくためには、女性を始め、外国人、高齢者、障がい者を含め、一人一人が能力を最大限発揮して価値創造に参画していくことが必要であるが、一部の先進的な企業を除き、多くの日本企業では、多様な人材の積極的活用に向けての動きは鈍い。そのため、ダイバーシティ推進に向けた各社の自発的な取組を後押しし、そうした動きを加速化させるため、様々な規模・業種の企業における「ダイバーシティ経営」への積極的な取組を「経済成長に貢献する経営力」として評価し、ベストプラクティスとして発信することで、ダイバーシティ推進のすそ野を広げる」ことを目的としている。本事業は、運営委員会(委員長：佐藤博樹東京大学大学院情報学環教授)を設置して、公募要領の決定、企業の選定、ベストプラクティスの策定等を行った。

2014 年 3 月 3 日には 2013 年度表彰式を実施し、「ダイバーシティ経営企業 100 選」として 46 社(大企業 25 社・中小企業 21 社)の表彰を行った。あわせて、ダイバーシティ推進に取り組む企業に対してコンサルティング等を通じてサポートしたり、市場への情報発信等により、ダイバーシティ経営に取り組む企業のすそ野を広げるための普及活動を行うなどの事業・プログラムを提供する企業を、「ダイバーシティ促進事業表彰」として 3 社選定・表彰した。

(エ) なでしこ銘柄

「なでしこ銘柄」は、2012 年度より、東京証券取引所と共同で実施している事業で、東証一部上場企業の中から、業種ごとに、女性が働き続けるための環境整備を含め、女性人材の活用を積極的に進めている企業を紹介するもので、「女性活躍推進」に優れた上場企業を「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって魅力ある銘柄として紹介することを通じて、そうした企業への投資を促進し、各社の取組を加速化していくことを狙いとしている。

女性のキャリア促進と仕事と家庭の両立支援の二つの側面からスコアリングを行い、その中から財務面でのパフォーマンスもよい企業 26 社を選定し、2014 年 3 月 3 日に発表した。

9. 2. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

少子高齢化など社会構造の変化が進む中、2007 年、政・労・使の代表からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」が設置され、同年 12 月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「行動指針」が策定された。その後、政・労・使のトップの交代を機に、施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえ、仕事と生活の調和の実現に向けて一層積極的に取り組むべく、2010 年 6 月、「憲章」及び「行動指針」が改定され、新たな視点や取組が盛り込まれた。

2008 年 4 月、同会議の下部組織として設置された、有識者等から構成される「仕事と生活の調和推進・評価部会」と合同開催される「関係省庁連絡推進会議」のメンバーとして、2013 年度は 4 回の会議を通じて、重点的に取り組むべき事項に係る議論及び企業・国・地方・国民における取り組みをまとめたアニュアルレポートの作成等に参画した。

9. 3. 子育て制度改革

2012 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」に基づく、「子ども子育て支援新制度」（消費税 10%を前提に 2015 年 4 月施行予定）については、2013 年 4 月に、「子ども・子育て会議」（その下に基準検討部会）が設置され、基本指針の策定など新制度の詳細について、有識者による検討が続いている。

産業競争力会議においても、「女性活躍」及び「少子化対策」のための重点課題として「待機児童対策」が挙げられ、厚生労働省は、当初、「新制度施行後 5 年間（2019 年度末）で待機児童ゼロを目指す」としていたものの、官邸・再生本部からの強い要請を受け、待機児童ゼロの期限を 2 年間前倒しにし、「今後 2 年間（2013・2014 年度）で約 20 万人、保育需要ピークが見込まれる 2017 年度末までに約 40 万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童ゼロを目指す」という「待機児童解消加速化プラン」を策定。

その一環として、株式会社を含む多様な主体でスピード感を持った施設整備を推進すること、また、事業所内保育施設及び認可保育所を 4 階以上に設置する場合の避難用屋外階段設置要件について、合理化する方向で見直しを行うことについて、前述の「加速化プラン」

とともに「日本再興戦略」に盛り込まれた。（2014 年 4 月、厚労省の検討会で見直し案が取りまとめられた。）

10. 消費税転嫁対策

10. 1. 経緯

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（消費税転嫁対策特措法）」は、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、2013 年 6 月 5 日に成立し、同年 10 月 1 日に施行された。同法では、2014 年 4 月 1 日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関し、特定事業者の遵守事項として、減額又は買いたたき、商品購入、役務利用又は利益提供の要請、本体価格での交渉の拒否、報復行為の禁止を定めている。

10. 2. 転嫁対策に係る取組

消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うため、2013 年 10 月より「消費税転嫁対策室」を設置、全国に 474 名の転嫁対策調査官を配置し、転嫁拒否行為等の監視・取締りを行った。また、経済産業省所管団体に対して、消費税転嫁対策特措法遵守に係る指導通知を 2013 年 11 月に発出し、さらに、公正取引委員会と合同で実施した 15 万事業者を対象にした書面調査の結果を踏まえ、買い叩き等を行う可能性のあるとみられる建設業、製造業、卸・小売業の業界団体に対して、転嫁の徹底を求める要請文書を 2014 年 1 月に発出した。その後も、所管業界団体・企業等へ対面等による転嫁要請を実施した。